

平成13年度
BSE関連対策の概要

(未 定 稿)

平成13年10月
農林水産省生産局畜産部

目 次

| | |
|---------------------------------------|-------|
| 1 我が国における B S E の清浄化 | |
| (1) B S E 監視体制 (サーベイランス) の強化対策 | ペ - ジ |
| B S E 関連病性鑑定施設整備事業 | 1 |
| B S E 関連飼料適正給与緊急対策事業 | 2 |
| (2) トレーサービリティ・システムの確立 | |
| 家畜個体識別システム緊急整備事業 | 3 |
| 2 B S E 新検査体制のもとでの食肉処理・流通体制の整備 | |
| (1) B S E 新検査体制に対応した食肉処理体制の整備 | |
| B S E 対応食肉施設整備対策事業 | 4 |
| (2) B S E 検査開始前の国産牛肉の市場隔離 | |
| 牛肉在庫緊急保管対策事業 | 5 |
| 3 農家経営等の経営の安定 | |
| (1) 農家経営対策 | |
| 牛枝肉価格の安定 | |
| 牛肉価格安定緊急対策事業 | 6 |
| 肉用牛肥育経営への支援 | |
| B S E 対応肉用牛肥育経営特別対策事業 | 7 |
| 肉用子牛繁殖経営の安定 | |
| 子牛生産拡大奨励事業 (特例措置) | 8 |
| B S E 検査開始直後の出荷調整に対する助成 | |
| B S E スクリーニング検査円滑化対策事業 | 9 |
| (2) 農家、食肉販売業者等に対する緊急融資 | |
| 運転資金 (B S E つなぎ資金) の融通 | |
| 大家畜経営維持資金 (B S E 関連つなぎ資金) | 1 0 |
| 食肉処理販売等特別資金 (B S E 関連つなぎ資金) | 1 1 |
| B S E 関連つなぎ資金の無担保・無保証人化 | |
| 大家畜経営維持資金償還円滑化事業 | 1 2 |
| B S E 関連中小企業者対策について (中小企業庁) | 1 3 |
| 4 畜産副産物等の適切処理の推進 | |
| (1) 肉骨粉の処理等の推進 | |
| 肉骨粉の適正な処分の推進 | |
| 肉骨粉適正処分緊急対策事業 | 1 5 |
| 飼料用肉骨粉適正処分緊急対策事業 | 1 6 |

| | |
|----------------------|-----|
| 安全な肉骨粉の供給体制の整備 | |
| B S E フリー肉骨粉供給体制整備事業 | 1 7 |
| B S E 対応肥料緊急対策事業 | 1 8 |

| | |
|-----------------------|-----|
| (2) へい死牛の適切な焼却処理の推進 | |
| 死亡牛緊急処理円滑化促進事業 | 1 9 |
| 死亡牛緊急処理円滑化施設整備事業 | 2 0 |

5 その他

| | |
|--------------------------------|-----|
| (1) B S E に関する知識の普及、安全性の P R | |
| B S E 関連知識普及事業 | 2 1 |
| (2) 出荷繰り延べに対する助成 | |
| B S E スクリーニング検査受検促進緊急対策事業 | 2 2 |
| (3) その他 | |
| 牛海綿状脳症緊急病性鑑定事業 | 2 3 |
| B S E 対応緊急淘汰奨励事業 | 2 4 |

B S E 関連病性鑑定施設等整備事業

1 事業の目的

9月10日、千葉県において我が国で初めてB S Eを疑う牛が確認され、消費者等を中心に国内で飼育されている牛及び生産された牛肉についての安全性の確認が強く求められている。

このような中、厚生労働省は、10月18日より、と畜場に搬入されるすべての牛のB S E検査を義務づける等E U指令に準じた検査体制を整備したところであり、農林水産省としても、同様にE U指令に準じたサーベイランスを実施するほか、中枢神経症状を示して死亡した家畜についても、B S Eの検査を実施し、厚生労働省と連携した安全な牛肉の供給体制の確立を図るため、都道府県の家畜保健衛生所のB S E検査体制の整備を図る。

2 事業の内容

家畜保健衛生所におけるB S E検査関係施設、冷蔵施設、焼却施設の整備

3 事業実施主体

都道府県

4 所要額（補助率）

770百万円（1 / 2以内）

担当課：生産局畜産部衛生課

代表 03-3502-8111 内線 4035・4036

(夜間)直通03-3502-0556担当者小野寺・荻窪

B S E 関連飼料適正給与緊急対策事業

1 事業の目的

- (1) 食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、飼料の安全性・品質改善対策が一層重要となっている。我が国においても E U 諸国等からの肉骨粉等の輸入を禁止するとともに、牛に対して肉骨粉等を含む飼料を給与しないよう飼料安全法に基づく規制を徹底したところである。
- (2) しかしながら、今般、千葉県下において我が国で初めて B S E の発生が認められ、一般的に、B S E の原因は肉骨粉等といわれていること、国民の肉骨粉等の使用に対する不信感が増大したことから、動物性飼料の製造出荷を一時全面的に停止することとしたところである。
- (3) これらの動物性飼料の一時停止措置等を確実に講じることにより B S E の発生防止に万全を期すためには、肉骨粉等の検査体制を緊急に整備することが喫緊の課題となっている。

2 事業の内容

都道府県に肉骨粉の検出及び肉骨粉の動物種の判別のための機器 (P C R 装置) 等を整備

3 事業実施主体

都道府県

4 所要額 (補助率)

9 2 百万円 (1 / 2 以内)

担当課：生産局畜産部飼料課
代表 03-3502-8111 内線4003
(夜間)直通03-3501-3779担当者吉田

家畜個体識別システム緊急整備事業

1 事業の目的

我が国で初めて牛海綿状脳症（BSE）の牛が確認されたところであるが、国民の食生活の安全性を確保するためには、患畜の移動歴や同居牛等の所在を迅速に追跡調査し、家畜防疫上の措置を的確に実施する必要がある。

このため、全ての牛に生涯一つの個体識別番号を付与し、この番号に基づき個体の移動歴等を把握する「家畜個体識別システム」の導入が効果的である。

本システムは、家畜のトレーサビリティを高め畜産物の安全性を確保するばかりでなく、農家経営の高度化等にも大きく貢献するものである。

今回のBSEの発生を踏まえ、「家畜個体識別システム」を緊急に整備し、畜産物の安全性の確保と畜産の振興を図るものとする。

2 事業の内容

（1）家畜個体識別センター整備

個体識別番号を管理し、当該システムの運営の中心となる「家畜個体識別センター」及び個体識別番号を管理するために必要となる機器整備を行う。

（2）家畜個体識別システム緊急定着推進

地域全体を統括して事業に取り組む農協等が、全頭一斉に耳標を装着する活動に対する支援を行う。

（3）効率的個体情報収集体制整備

農協、家畜市場、と畜場等地域における各団体が、個体情報を効率的に収集し全国データベースに送信するために必要なシステム開発、機器整備等を行う。

3 事業実施主体 （社）家畜改良事業団

4 所要額（補助率） 3,442百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産技術課
代表 03-3502-8111 内線 3905,3906
(夜間)直通03-3591-6745担当者大森、葛谷

B S E 対応食肉施設整備対策事業

1 . 事業の目的

我が国では、と畜場から B S E が疑われる牛が食用としても飼料原料としても出回ることのないシステムを確立したところであるが、それに伴い、B S E 検査の結果が出るまでの間、肉のみに限らず、副産物も個体別に区分保管が可能で、微生物等の汚染を受けない施設の整備が求められている。

また、特定危険部位 (S R M) について、厳格な取扱いが義務化され、その焼却処理が必要となっており、これら必要な施設整備を推進することにより、我が国における安全な食肉の供給体制を確保するものとする。

2 . 事業の内容

食肉センター等において、次に掲げる施設整備に助成を行う。
可食内臓の区分管理、品質劣化を防止する冷蔵施設等の整備
化製原料の区分管理のための収納庫等の整備
S R M の焼却施設の整備等

3 . 事業の実施主体

市町村、農業協同組合等

4 . 所要額 (補助率)

1 , 0 2 8 百万円 (1 / 2 以内、1 / 3 以内)

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課

代表 03-3502-8111 内線 3969

(夜間)直通 03-3501-3776 担当者 **小林**

総合食料局流通課卸売市場室

代表 03-3502-8111 内線 3147

(夜間)直通 03-3502-7804 担当者 **荻野**

牛肉在庫緊急保管対策事業

1 事業の目的

10月18日以降、と畜場においてBSEに感染していないことが証明された安全な牛以外、と畜場から食用として出回ることはなくなった。

しかしながら、10月17日以前にと畜解体された牛肉も安全なものであるにもかかわらず、10月18日の新たな検査の開始に伴い、BSE検査を受けていないということを経由に、消費者等から厳しく峻別される懸念がある。

このため、これらの牛肉を市場から隔離し、国民の不安を念には念を入れて払拭し、市場における牛肉の滞留を解消して円滑な食肉の流通を確保する。

2 事業の内容

全国に会員を有する団体が、10月17日以前にと畜解体処理されて生産された国産牛肉であってその会員等が所有する在庫を、と畜月日等で特定し買い上げ、それを冷凍保管し、冷蔵倉庫から搬出させないこととし、最終処分は国の責任において万全を期す。

3 事業実施主体

農業協同組合連合会、全国食肉事業協同組合連合会、
日本ハム・ソーセージ工業協同組合

4 所要額（補助率）

9,194百万円（定額）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課

代表 03-3502-8111 内線 3965

(夜間)直通 03-3501-3776 担当者伏見・木下

牛肉価格安定緊急対策事業

1 趣旨

最近における消費者のBSEに対する不安感等による牛肉の需要の低迷及び価格の動向にかんがみ、牛肉価格の回復を早急に図ることを目的として行う、牛肉の保管事業に対し、農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）が助成し、もって牛肉価格の安定を図るとともに、肥育牛経営の安定に資するものとする。

2 事業の内容

（1）事業目的

この事業は、牛肉価格の早期回復を図るため、事業実施主体が牛肉を保管する事業とする。

（2）事業実施手続

事業実施主体は、事業の開始に当たり、あらかじめ牛肉の保管に関する計画を定め、事業団理事長の承認を受けるものとする。

（3）保管の対象とする牛肉

畜産物の価格安定等に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号）第3条第2項第1号の規定に適合するもの（省令規格）とする。

（4）買入れ場所

中央卸売市場、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)附則第10条の規定により農林水産大臣が指定する市場又は理事長が適当と認めた場所で行うものとする。

3 事業実施主体

農業協同組合連合会、全国食肉事業協同組合連合会、
日本ハム・ソーセージ工業協同組合

4 保管実施計画

83千頭

5 所要額（補助率）

16,221百万円

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課

代表 03-3502-8111 内線 3965

(夜間)直通 03-3501-3776 担当者伏見・木下

B S E 対応肉用牛肥育経営特別対策事業

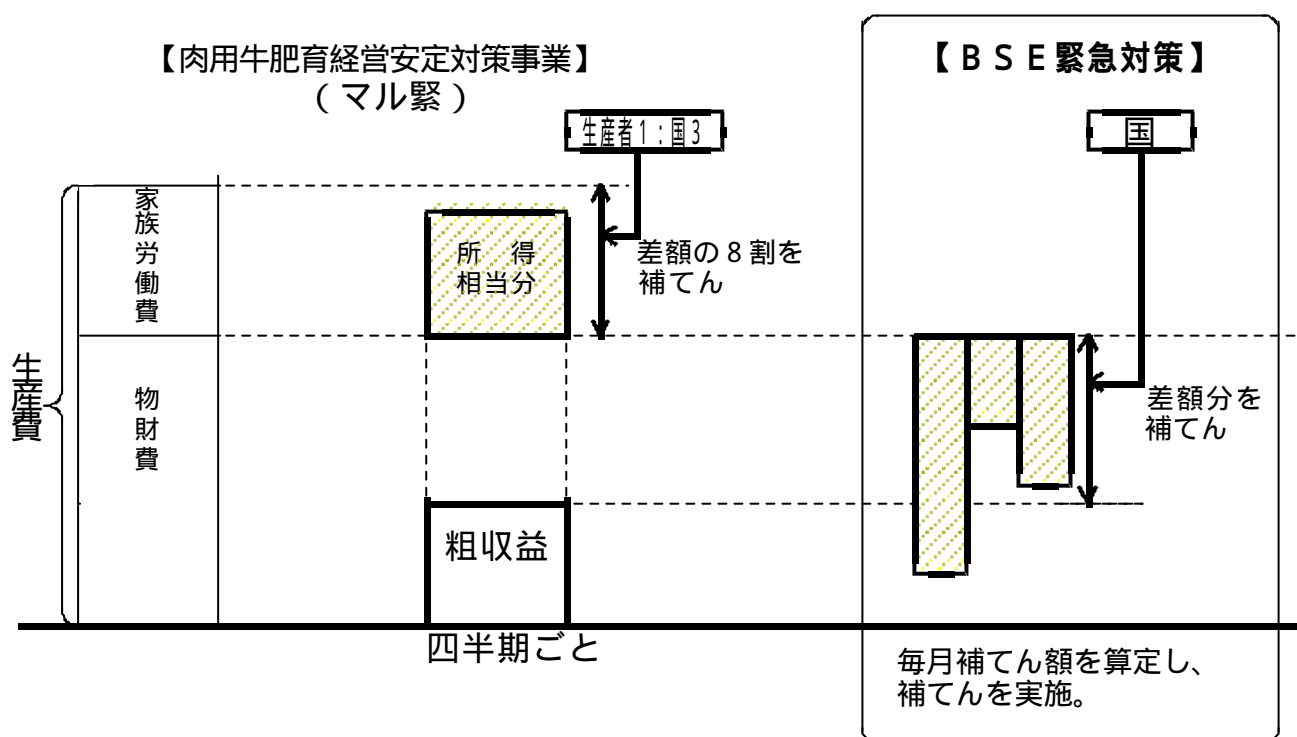
1 事業の目的

- (1) 今般、B S E 患畜の発生によって、牛肉の売れ行きが激減したことに伴い、枝肉価格はかつて無いほど大幅に低下し、肉用牛経営体は、もと畜費、飼料費等も十分に賄えない状況に陥っている。
- (2) このため、肉用牛肥育経営の継続のため、特別支援を緊急に実施する。

2 事業の内容

肥育牛1頭当たりの粗収益が、家族労働費を除いた生産費（物財費相当）を下回った場合に、その差額を1月ごとに補てん。

- ・事業の実施期間：平成13年10月～平成14年3月



3 事業実施主体

全国連等

〔全農、全開連、全畜連、全酪連〕
〔全日本畜産経営安定基金協会〕

直近(H13.10.1～15)の枝肉価格
1,318円/kgで試算した場合の補てん額
・肉専用種 134千円
(72千円(マル緊)+62千円)

4 所要額(補助率)

25,579百万円(定額)

〔担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 3853,3854
(夜間)直通03-3501-3881 担当 迫田、丸井〕

子牛生産拡大奨励事業

- B S E 対応のための特例措置 -

1 事業の目的

B S E 患畜の確認に伴う子牛価格の低下に対応し、肉専用種繁殖経営に対し奨励金を交付し、もって肉用牛繁殖基盤の維持・拡大を図る。(対象者及び奨励金単価を特例として拡充する。)

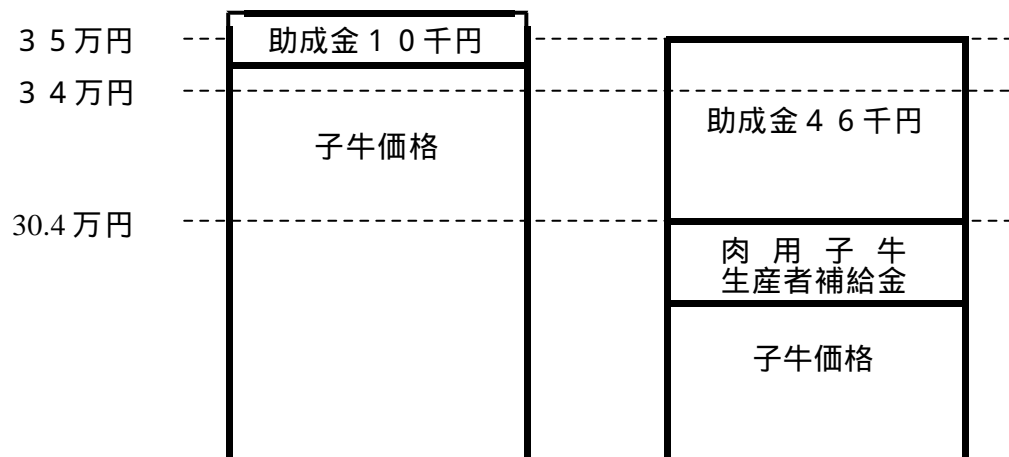
2 事業の内容

子牛価格が発動基準を下回った場合に、肉専用種繁殖経営に対し、販売又は自家保留された子牛 1 頭当たり下記の奨励金を交付する。

| 品 種 | 発動基準 | 奨励金単価 (子牛 1 頭当たり) |
|----------|---------------|----------------------|
| 黒毛和種 | 3 5 万円を下回った場合 | 1 0 千円 |
| | 3 4 万円を下回った場合 | 2 0 千円 |
| | 3 3 万円を下回った場合 | 3 0 千円 |
| | 3 2 万円を下回った場合 | 4 0 千円 |
| | 3 1 万円を下回った場合 | 4 6 千円 |
| 褐毛和種 | 3 2 万円を下回った場合 | 2 5 千円 |
| その他の肉専用種 | 2 3 万円を下回った場合 | 1 9 千円 |

(注) 今回の奨励金は、特例措置として、子牛生産拡大奨励金を、対象を拡大して交付するもの。なお、発動基準となる子牛価格は、肉用子牛生産者補給金制度において定められた指定市場の四半期ごとの平均売買価格。

(黒毛和種の場合)



3 事業実施主体

(社) 都道府県肉用子牛価格安定基金協会

担当課：生産局畜産部畜産企画課
 代表 03-3502-8111 内線 3859,3863
 (夜間)03-3501-3881 担当磯貝,川本

B S E スクリーニング検査円滑化対策事業

1 事業の目的

と畜場における B S E スクリーニング検査の円滑化を図り、計画的な出荷と畜体制の正常化を促進するため、農協連等が、関係機関と協力して検査開始直後の混乱を回避するための出荷調整計画を策定し、それに基づき出荷調整を行う場合に、肥育牛及び廃用牛の出荷を繰り延べる生産者に対し支援を行う。同様に、肉用子牛の出荷を繰り延べる生産者に対し支援を行う。

2 事業の内容

農協連等が、10月18日から11月30日までのと畜場あるいは家畜市場等へのお荷調整計画を策定し、それに基づいて出荷調整を行う場合、出荷を1ヶ月以上繰り延べる生産者に助成金を交付。

| | | |
|------|-------|---------|
| 肥育牛 | 1頭当たり | 20,000円 |
| 廃用牛 | 1頭当たり | 8,000円 |
| 肉用子牛 | 1頭当たり | 10,000円 |

3 事業実施主体

全国連等

4 所要額（補助率）

1,871百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 3859,3861
(夜間)直通03-3501-3881 担当磯貝、市野

大家畜経営維持資金（BSE関連つなぎ資金）

1 事業の目的

今般、牛海綿状脳症の患畜の発生により、経済的に影響を受けた大家畜経営の維持・継続に必要な低利の短期の運転資金を融通する。

2 資金の概要

(1) 融資枠 2 1 4 億円

(2) 貸付期間 平成13年10月5日から

平成14年 3月末まで（随時貸付）

(3) 貸付対象者

牛海綿状脳症の患畜の発生により、経済的に影響を受けた大家畜経営

(4) 貸付対象

肥育もと畜の導入、飼料等の購入、法人経営における賃金支払い等の大家畜経営の継続に必要な直接的経費

(5) 貸付条件

融資限度額

肥育用牛1頭当たり 1 0 万円(6カ月齢未満の子牛 3万円)

繁殖用雌牛1頭当たり 5万円

乳用牛1頭当たり 1 0 万円

貸付利率等

貸付金利 1 . 6 0 %以内

償還期間 1年以内（一時払い）

(6) 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行、信用金庫

3 事業（利子補給）実施主体

社団法人中央畜産会

担当課：生産局畜産部畜産企画課

代表03-3502-8111内線3856

(夜間)直通03-3502-0874担当者瀧本

食肉処理販売等特別資金（BSE関連つなぎ資金）

1 事業の目的

今般のBSE患畜の確認により、経済的に影響を受けた食肉処理販売経営及び畜産副産物経営等の維持継続に必要な低利の短期資金を融通する。

2 資金の概要

- (1) 融資枠 313億円
- (2) 貸付期間 平成13年10月5日から
平成13年12月末まで（随時貸付）
- (3) 貸付対象者
牛海綿状脳症の患畜の確認により、経済的に影響を受けた食肉・畜産副産物の処理販売及び家畜の取引・販売等を営む者*
- (4) 貸付対象
食肉及び畜産副産物資材等の仕入れ、施設・設備の維持費、雇用労働費等の経営の継続に必要な経費
- (5) 貸付条件
 - 融資限度額（1業者当たり）
 - <食肉処理、販売等> 1,000万円以内
 - <畜産副産物> 4,000万円以内
 - 貸付利率 1.60%以内
(平成13年10月現在の金利水準)
 - 償還期間 1年以内（一時払い）
- (6) 融資機関
商工組合中央金庫、銀行、信用金庫等

3 事業（利子補給）実施主体

社団法人中央畜産会

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表03-3502-8111内線3969
(夜間)直通03-3501-3776担当者小林博

*家畜商を貸付対象者に追加すべく手続き中

大家畜経営維持資金償還円滑化事業

- B S E 関連つなぎ資金の債務保証の支援 -

1 事業の目的

今般、牛海綿状脳症の患畜の発生により、経済的に影響を受けた大家畜経営の維持・継続に必要な低利の短期の運転資金（大家畜経営維持資金）の円滑な融通を図るため、農業信用基金協会が行う債務保証を支援する。

2 事業の概要

(1) 大家畜経営維持資金の円滑な融通を図るため、農業信用保証保険制度により、農業信用基金協会が無担保・無保証人で債務保証を行うのに必要な支援を行う。

(2) 対象融資枠 2 1 4 億円

(3) 対象資金 大家畜経営維持資金（ B S E 関連つなぎ資金）

(4) 保証機関 農業信用基金協会

(5) 融資機関 農協、銀行等

3 事業実施主体

社団法人中央畜産会

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 3856
(夜間)直通03-3501-3881担当者瀧本

B S E 関連中小企業者対策について

平成 1 3 年 1 0 月
中 小 企 業 庁

- 1 . 農林水産省より、9月28日、B S E の患畜の確認に伴い経済的に影響を受ける中小企業者（食肉卸売業者・小売業者、飲食店等）について、資金繰りの悪化等の問題の発生が予想されるところ、関連中小企業者対策の実施について要請があった。
- 2 . 当庁としては、関連中小企業者対策を早急に講ずることが適当との観点に立ち、以下の対策を講ずることとした。

(1) 相談窓口の設置

政府系中小企業金融関係3機関(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫)、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、各経済産業局等に対し、10月4日から相談窓口を設置し、中小企業者からの相談に応じる。

(2) セーフティネット保証

影響を受ける中小企業者が別枠(普通保険2億円、無担保保険8千万円、特別小口保険1千万円)で信用保証を受けられる等の制度を適用する(10月11日に官報告示、9月21日に遡及。)

(3) セーフティネット貸付

影響を受ける中小企業者に対し、政府系中小企業金融関係3機関から運転資金を別枠(中公・商中：8千万円、国金：4千万円)で貸し付ける。

- 3 . 今後とも、農林水産省との緊密な連絡の下に対応策の実施に当たってまいりたい。

(参考)

1. 経営安定関連保証制度 (セーフティネット保証)

【制度趣旨】

取引先企業等の事業活動の制限等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図る。

【特例措置】

(1) 保険限度額の別枠化

| (一般保険限度額) | | | (別枠保険限度額) | |
|-----------|---------|---|-----------|---------|
| ・普通保険 | 2億円 | | ・普通保険 | 2億円 |
| ・無担保保険 | 8,000万円 | + | ・無担保保険 | 8,000万円 |
| ・特別小口保険 | 1,000万円 | | ・特別小口保険 | 1,000万円 |

(2) てん補率引上げ

・普通保険 70% 80%

(3) 保険料率引下げ

| | | |
|---------|-------|-------|
| ・普通保険 | 0.57% | 0.41% |
| ・無担保保険 | 0.46% | 0.29% |
| ・特別小口保険 | 0.33% | 0.19% |

【適用期間】

平成13年9月21日から平成14年3月31日まで

2. 緊急経営安定対応貸付制度 (中小企業運転資金円滑化資金)

【制度趣旨】

最近の経済環境の変化等に対する我が国産業の調整の円滑化に資するため、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている中小企業者の経営の安定化を図る。

【内容】

| | |
|------|--|
| 貸付限度 | 中小企業金融公庫 別枠 8千万円 |
| | 国民生活金融公庫 別枠 4千万円 |
| | 商工組合中央金庫 別枠 8千万円 |
| 貸付期間 | 5年以内、特に必要と認められる場合7年以内(うち据置期間1年以内) |
| 貸付利率 | 基準金利+0.05%(1.75%:10月26日現在) |
| 担保条件 | 貸付額の50%を限度として担保の徴求を一部免除することができる(中小公庫、商工中金) |

肉骨粉適正処分緊急対策事業

1 事業の目的

肉骨粉は、本来、飼料用原料等として有用なものであるが、BSEの患畜の確認に伴い、全家畜への使用を暫定的に停止することとなったことから、肉骨粉の適正処分を推進することにより、円滑な畜産副産物の処理の継続を通じ、と畜場機能の維持及び肉畜出荷の安定化を図る。

2 事業の内容

(1) 計画推進

暫定的停止に伴い取引が困難となった肉骨粉を適正かつ計画的に焼却するための検討会の開催。

(2) 畜産副産物のレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費の助成。

3 事業実施主体

(社)日本畜産副産物協会等

4 所要額(補助率)

15,004百万円(定額)

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 3967,3968
(夜間)直通03-3501-3776担当者川島，成田

飼料用肉骨粉適正処分緊急対策事業

1 事業の目的

肉骨粉の牛への誤用・流用を防止するとともに、鶏肉・豚肉を含め食肉全体の円滑な流通・消費を確保するため、緊急的な措置として、飼料工場等において原料として使用されなくなった肉骨粉を焼却処理するために必要な費用の一部を助成し、もって畜産物の安全性の確保に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 計画推進

飼料製造工場及び港湾倉庫に在庫する肉骨粉を合理的に処理するための推進方策の検討。

(2) 肉骨粉の適正処分

飼料工場及び港湾倉庫にある肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費の助成。

3 事業実施主体

(社) 配合飼料供給安定機構

4 所要額(補助率)

415百万円(定額、1/2)

担当課：生産局畜産部飼料課
代表 03-3502-8111 内線 4007
(夜間)直通03-3501-3779担当者杉崎

BSEフリー肉骨粉供給体制整備事業

1.事業の目的

肉骨粉は、と畜場等から発生する畜産副産物(骨、皮等)から製造され、飼料用原料としてこれまで有効に利用されてきた。しかし、今回のBSE患畜の発生を踏まえ、現在の国民の不安を取り除くため、暫定的に全家畜への肉骨粉の給与を当分の間見合わせるよう措置したところである。こうした中で、畜産資源のリサイクルの再確立が急務となっているが、このためには、BSEフリーの安全な肉骨粉の製造供給体制を可及的速やかに確立することが重要である。

このため、肉骨粉を製造するレンダリング施設において、豚・鶏副産物とそれ以外の副産物に区分した処理及び国際基準に適合した高度滅菌処理を実施する等に必要な施設の整備を早急に推進することとし、もってBSEフリーの安全な肉骨粉の製造供給体制を確保するものとする。

2.事業の内容

(1)BSEフリーの肉骨粉製造、供給のための施設整備の計画推進

(2)BSEフリーの肉骨粉製造、供給のための施設整備

飼料用原料となる肉骨粉の安全性を確保するため、豚・鶏由来原料とそれ以外由来原料とを区分して処理するための専用ラインを有するレンダリング施設等の新設等

豚・鶏由来原料専用ライン及びそれ以外由来原料処理専用ラインにおける高度滅菌処理のための施設の整備

(3)肉骨粉の新規用途の開発

3.事業実施主体

事業協同組合等

4.所要額(補助率)

19,949百万円(定額、1/2以内)

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 3967,3968
(夜間)直通03-3501-3776担当者川島,成田

B S E 対応肥料緊急対策事業

1 趣旨

B S E 患畜が確認されたことに伴い、肉骨粉等を原料とする肥料についても、全ての国から輸入を一時停止するとともに、国内での製造及び工場からの出荷等の一時停止措置を講じたところである。本措置の解除に当たっては、肉骨粉等を原料とする肥料の牛への誤用・流用の防止に万全を期すことが必要である。

このため、肉骨粉等を原料とする肥料の誤用・流用防止のための表示、啓発、単肥出荷停止の対策を緊急に実施する。

2 事業内容

(1) 横流れ防止表示対策

肉骨粉等を原料とする肥料の飼料への横流れ防止のための、肥料製造販売業者による表示、流通業者等の啓発に必要な経費を助成

(2) 肉骨粉等単肥出荷停止対策

肥料の製造流通段階で保管管理している単品の肉骨粉等を飼料には不適な複合肥料へ再製造するための、肥料製造業者等による解袋・搬送等に必要な経費を助成

3 事業実施主体

(財) 肥料経済研究所

4 所要額 (補助率)

9 4 百万円 (1 / 2 以内)

担当課：生産局生産資材課
代表 03-3502-8111 内線 3763
(夜間)直通03-3502-0124 担当者山田

死亡牛緊急処理円滑化促進事業

1 事業の目的

- (1) これまで死亡牛は、レンダリング施設において肉骨粉に処理加工され、飼料原料等として有効活用が図られていた。しかし、本年9月に我が国で初めて牛海綿状脳症(BSE)が発生したことから、BSEの主な感染源と疑われている肉骨粉については、10月4日から当分の間、出荷を停止し、製品については焼却処分されることとなった。
- (2) 死亡牛については、現在、レンダリング処理施設での受入が極めて困難となっており、処理が困難となって放置された死体が公衆衛生や環境保全上大きな問題となっている場合がある。
- (3) このため、農協組織が中心となり、地域全体として死亡牛の処理ルートや最終処分場の確保のための活動を行う場合に、必要な経費の一部を助成し、死亡牛の不適切な処理等による地域の家畜衛生問題の発生の防止を図る。

2 事業の内容

BSE発生に伴う地域の家畜衛生問題の改善のため、死亡牛の円滑な流通処理を促進する取組への助成

3 事業実施主体

農協、農協連、全国及び都道府県家畜畜産物衛生指導協会等

4 所要額(補助率)

952百万円(定額、1/2)

担当課：生産局畜産部衛生課
代表 03-3502-8111 内線 4035・4036
(夜間)直通03-3502-0556担当者小野寺・荻窪

死亡牛緊急処理円滑化施設整備事業

1 事業の目的

本年9月の牛海綿状脳症（BSE）の発生を原因として、死亡牛のレンダリング処理が困難となってきたおり、放置された死体等が公衆衛生や環境保全上の大きな問題となるとともに、緊急時の死亡牛等の処理体制の脆弱性の改善が強く指摘されている。

このため、今回のような不測の事態への対応能力の強化のため、死亡牛の一時保管、細断等を行う機械施設の整備を行い、死亡牛の円滑な処理体制の整備を図る。

2 事業の内容

BSE発生に伴う死亡牛の保管、細断等のための機械施設の整備への助成
（冷蔵庫、破砕機、袋詰め機等）

3 事業実施主体

農協、農協連、全国及び都道府県家畜畜産物衛生指導協会等

4 所要額（補助率）

1, 2 3 4 百万円（1 / 2 以内）

担当課：生産局畜産部衛生課
代表 03-3502-8111 内線 4035, 4036
(夜間)直通03-3502-0556担当者小野寺・荻窪

B S E 関連知識普及事業

1 事業の目的

B S E について、我が国の講じている防疫及び食肉検査等の対策、国産牛肉及び牛乳等の安全性など B S E 関連の情報を消費者にわかりやすく提供する。

2 事業の内容

マスメディア等を通じた消費者向け広報活動、地域イベントの開催、販売促進活動への支援等

3 事業実施主体

(財) 日本食肉消費総合センター、(社) 全国肉用牛協会
(社) 全国牛乳普及協会、(社) 中央酪農会議

4 所要額(補助率)

1,090百万円(定額、1/2以内)

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 3969
直通 03-3501-3776 担当者 小林博
牛乳乳製品課
代表 03-3502-8111 内線 3948
(夜間)直通 03-3501-1018 担当者 小倉

BSEスクリーニング検査受検促進緊急対策事業

1 事業の目的

BSE患畜が確認されたことに伴い、厚生労働省は、9月19日に、30ヶ月齢以上のと畜牛を対象として、BSEのスクリーニング検査を実施することとし、更に10月9日には、30ヶ月齢未満のと畜牛についても検査を実施することとした。

このため、検査実施が明らかとなった日以降にBSE検査受検のために出荷を繰り延べた生産者に対する支援の対象に、30ヶ月齢未満の牛を追加する。

併せて、肥育農家が出荷を繰り延べた場合、子牛の導入も停滞することから、子牛の市場出荷等を繰り延べた場合にも同様の支援を行う（肉専用種に加えて乳用種・交雑種を追加）。

2 事業の内容

(1) スクリーニング検査を受検するために、計画していた出荷期日を繰り延べた肥育牛及び廃用牛に対する助成金の交付（30ヶ月齢未満の牛を追加）

| | |
|------------|-----------|
| 肥育牛出荷調整助成金 | 20,000円/頭 |
|------------|-----------|

| | |
|------------|----------|
| 廃用牛出荷調整助成金 | 8,000円/頭 |
|------------|----------|

(2) 計画していた市場等へのお荷期日を繰り延べた肉用子牛に対する助成金の交付（乳用種・交雑種を追加）

| | |
|-------------|-----------|
| 肉用子牛出荷調整助成金 | 10,000円/頭 |
|-------------|-----------|

3 事業実施主体 全国連等

4 所要額（補助率）

2,030百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 3853,3855
(夜間)直通 03-3501-3881 担当者迫田、袋

牛海綿状脳症緊急病性鑑定事業

1 事業の目的

牛海綿状脳症（BSE）の患畜が発見され、食生活の安全性確保に関して国民に大きな不安を与えている。

このため、厚生労働省で実施が予定されていると畜場での新たなBSEスクリーニング検査体制（牛の全頭検査）が整備されるまでの間、と畜出荷予定牛に対するサーベイランスを集中的に実施し、BSEを疑う牛のと畜場への出荷を防止することにより、食肉の安全性の確保を図る。

2 事業の内容

- （1） 集中的サーベイランスの確定診断の実施（動物衛生研究所）
- （2） 病性鑑定の結果、解剖された牛を焼却するための家畜保健衛生所の焼却施設整備への助成。

3 委託先及び事業実施主体

独立行政法人 農業技術研究機構動物衛生研究所
都道府県

4 所要額

38百万円（定額、1/2以内）

〔 担当課：生産局畜産部衛生課
代表 03-3502-8111 内線 4033
（夜間）直通 03-3591-6584 担当者椎葉 〕

B S E 対応緊急淘汰奨励事業

1 事業の目的

牛海綿状脳症（B S E）の患畜が発見され、食生活の安全性確保に関して国民に大きな不安を与えている。

このような国民の不安を解消するには、当該患畜の同居牛や繁殖者が飼養していた同居牛などの所在を徹底的に追跡し、感染の有無を確認するとともに、早急に焼却処分する必要がある。

このため、関係する牛の買い上げ、と畜、検査及び焼却処分に要する経費を助成し、その取り組みを推進するものとする。

2 事業の内容

患畜の同居牛や繁殖者が飼養していた同居牛などを、時価評価で買い上げ、と畜し、B S E 検査を行った上で焼却処分するための経費を助成する。

3 事業実施主体

（社）全国家畜畜産物衛生指導協会

（社）都道府県家畜畜産物衛生指導協会等

4 所要額（補助率）

4 1 百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産技術課
代表 03-3502-8111 内線 3905
(夜間) 直通 03-3501-3777 担当者大森